

第18期 第9回 福岡県情報公開審査会の概要

1 開催日時	令和3年7月26日（月）10時00分～11時20分
2 開催場所	県庁行政棟 特9会議室
3 出席者の氏名等	三浦邦俊会長、相澤直子委員、坂井猛委員、谷口美香委員、馬場明子委員、柳井圭子委員
4 会議に付した事案の件名	<p>議題</p> <p>(1) 告訴・告発の受理（不受理）に関する通達・通知等の開示決定及び非開示決定処分に対する審査請求（公安委員会）（概要説明・論点整理）</p> <p>(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定を免除・猶予する範囲が定められた規定書等の非開示決定処分に対する審査請求（公安委員会）（概要説明・論点整理）</p> <p>(3) 県立高等学校のいじめ・体罰等に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求（高校教育課）（概要説明）</p>

議事の概要

1 議題

- (1) 告訴・告発の受理（不受理）に関する通達・通知等の開示決定及び非開示決定処分に対する審査請求（公安委員会）（概要説明・論点整理）

概要説明及び論点整理を行った。

本案件については、次回以降引き続き審査を行うこととした。

- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定を免除・猶予する範囲が定められた規定書等の非開示決定処分に対する審査請求（公安委員会）（概要説明・論点整理）

概要説明及び論点整理を行った。

本案件については、次回以降引き続き審査を行うこととした。

- (3) 県立高等学校のいじめ・体罰等に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求（高校教育課）（概要説明）

概要説明を行った。

本案件については、次回以降引き続き審査を行うこととした。

(4) その他

ア 新規に1件の諮問があったことを報告した。

- ・国から派遣された職員が分かる書類に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求（人事課）

イ 福岡県情報公開審査会への諮問の取扱いについて報告した。

- ・従来、福岡県情報公開審査会への諮問を行っていなかった、開示請求等の却下決定に対する審査請求について、諮問を行うこととするよう取り扱いを改める方針である旨、事務局から報告を行った。（別紙参照）

福岡県情報公開審査会への諮問の取扱いについて

1 趣旨

従来、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」）への諮問を行っていなかった、開示請求等の却下決定に対する審査請求について、諮問を行うこととするよう取扱いを改めるもの。

2 現状

福岡県情報公開条例（以下「条例」）に基づく開示決定等（開示決定及び不開示決定（条例第11条、第12条）、開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、原則として、審議会に諮問することが義務付けられている（条例第20条第1項）。

開示決定等のうち、非開示決定について、本県では運用において、

- (1) 開示請求に係る公文書の全部または一部を開示しないとき（開示決定等において、公文書の特定に不服が申し立てられた場合を含む。）
- (2) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る公文書を当該実施機関が管理していない場合

に行うものとしており、開示を拒否する決定のうち、

- (4) 開示請求書に形式上の不備がある場合であって、開示請求者が補正に応じないときや、開示請求に係る公文書が条例第2条第2項ただし書きまたは条例第40条（適用除外）に該当するため条例の対象外であるときは、当該請求を却下し、その旨及びその理由等を書面で開示請求者に通知すること（却下決定）

として、非開示決定とは別の類型として取り扱っている。

そして、このような却下決定については、開示決定等に該当しないとして審議会に諮問を行っていない。

開示を拒否する決定と諮問の状況

決定	決定理由	諮問
非開示決定	全て非開示情報該当	情報公開審査会に諮問
	存否応答拒否	
	公文書を管理せず	
却下決定	形式上の不備あり	行政不服審査会の諮問（委員（会）、警察本部長は諮問不要）
	条例の適用除外	
	他の法令等の調整に該当※	

※実際は、非開示決定し、開示を行わない旨、法令による方法を案内

《参考》

却下決定に対する審査請求の審査に係る現在の取扱い

- ・知事 行政不服審査法（以下「行服法」）第9条第1項本文の規定により審理員を指名し、審理員による審理手続を経て行政不服審査会に諮問を行う。
- ・各委員（会）、警察本部長 行服法第9条第1項第3号の規定により審理員の指名を要せず、行政不服審査会への諮問も不要。

国の運用

開示決定等について、本県の条例と同様の規定を持つ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」）における情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、国は上記2の(1)～(3)と(4)を分けず、本県では却下決定として取り扱っている事案も不開示決定に該当するものとして、諮問を行っている。

3 取扱いを改める理由

各都道府県の情報公開条例においては、開示請求に対する決定等、審査会への諮問について本県の条例とほぼ同様の規定となっているが、本県と同様の運用をしている団体は7団体（R3.3時点）と少数で、大多数の団体が諮問を行っている。

実質的な審査の面から見ても、却下決定の際の形式上の不備の有無の認定に争いが生じる事案（開示請求書の記載が本当に公文書の特定のために不十分なのかといった点等）もありうることを考慮すると、公文書の開示決定等に係る審査請求事案を専門的に取り扱う審査会に諮問し、そこで審査を行うことに合理性があると認められる。

また、今年5月に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度も個人情報保護法に一元化されることになったが、この機会に、本県の個人情報保護審議会への諮問について、国の運用に合わせることにした。

条例の審査会への諮問の規定については、福岡県個人情報保護条例と同様の規定となっており、両者の運用の整合性を図る必要がある。

これらの状況を踏まえ、却下決定事案に対する審査請求についても、審査会への諮問を行うこととする。

4 今後の予定

- 7月頃 関係実施機関の意見聴取
- 8月頃 運用改正